

資料 I - 1 - 2 - ①

各府省の基本計画等における事業評価の方式

各府省の基本計画等において、事業評価の方式について定められている内容を見ると、いずれの府省も「事前の時点で評価する」、「事後の時点で検証する」という要素を含んでおり、その基本的枠組みは、基本方針で掲げられている「事業評価方式」に沿ったものとなっている。

府 省	事 業 評 価 の 方 式
内 閣 府	個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式
宮 内 庁	新規に行う事務事業等を対象に、事前、事後等の適切な時点での評価を行う方式
公正取引委員会	各施策等について、必要性、対象妥当性、有効性等を事前又は事後に評価する方式
国家公安委員会・警察庁	新たに導入する政策について、あらかじめ期待される政策効果等を推計・測定し、必要性等の観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った内容を踏まえ評価する方式。なお、事前評価を行っていない場合であっても、事後の時点において、当該事業等の目的等の実現状況について把握し、必要性等の観点から評価する。
金 融 庁	政策を決定する前に、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策目的が妥当か、行政が担う必要があるか、費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式
総 務 省	事業を対象としてあらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し評価する方式
公害等調整委員会	事業評価の方式に関する具体的な定めはないが、政策評価の実施に当たっては、政策の特性等に応じて適切な方式を用いる旨が定められている。
法 務 省	個々の事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式
財 務 省	個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式
文部科学省	事務事業を対象に、その実施前に、事務事業の内容の検討、採否の判断等に際して重要な情報を提供することを目的として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価（事前評価）するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を検証（事後評価）する方式
厚生労働省	事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、その目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、当該事業又は施策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式
経済産業省	施策単位に基づく実績評価に加えて、必要に応じて個別に事業レベルでの評価（事業評価）を行う方式
国土交通省	新規に導入しようとする施策等について、必要性、有効性、効率性等の観点から評価を実施し、施策等の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を明確に説明する方式

府 省	事 業 評 価 の 方 式
防 衛 省	事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点で行った評価内容を踏まえ検証する方式

(注) 各府省の基本計画等を基に作成した。評価法上事前評価の実施が義務付けられているものを除いている。

資料 I - 1 - 2 - ②

事業評価方式による評価の目的(ねらい)及び対象とする政策等

各府省の基本計画等において、事業評価の目的(ねらい)及び対象とする政策等をみると、いずれの府省も新規に行う事務事業等を対象として、当該事業の採否、選択、改善等を行う上で有用な情報を提供することを目的として、事前、事後の適切な時点で評価を行うとしている。

府省	評価の目的(ねらい)	事業評価の対象とする政策等
内閣府	<p>① 政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討し、又は複数の政策代替案の中から適切な政策を選択する上で有用な情報を提供する見地から行う。</p> <p>② 政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行う。</p>	<p>① 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、評価法第9条第1号に該当すると考えられる政策を対象</p> <p>② 事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるものを対象</p>
宮内庁	<p>新規に行う事務事業等の採否、選択、改善等に資する情報を提供する。</p>	<p>① 新規に行う事務事業等のうち、当該事務事業等に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの又は当該事務事業等が目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれるもの</p> <p>② ①に掲げるもののほか、直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの</p>
公正取引委員会	<p>事後評価は、施策等の決定後において、その効果を把握し、これを基礎として、施策等の見直し・改善や新たな施策等の企画立案及びその実施に反映させるための情報を提供する見地から行う。</p>	<p>公正取引委員会の主要な施策等のうち、測定可能な特定の政策効果を得ることを期待して実施する又は実施した事務事業等</p>
国家公安委員会・警察庁	<p>政策の決定に先立ち、政策の採否等の検討に有用な情報を提供する見地から実施する。</p> <p>政策の決定後、当該政策の見直し・改善、新たな政策の企画立案等に反映させるための情報を提供する見地から実施する。</p>	<p>① 新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいもの</p> <p>② 既に実施されている国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策</p>
金融庁	<p>規制の新設など新たな政策を開始する際に、事前の段階で政策評価を行い、また必要に応じ途中や事後の段階で検証を行うことにより、行政活動の選択等を合理的に行うための情報の提供を目的とする。</p>	<p>① 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業</p> <p>② 評価法第7条第2項第2号に該当する政策(総合評価の方式を適用するものを除く。)及び事業評価の方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの</p>
総務省	<p>事業やその実施手段についての企画立案、事業の実施に当たっての判断や、一定期間経過した事業の有効性の検証及びその見直し等に活用する。</p>	<p>① 新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業のうち相当程度の社会的影響等があると認められる事業</p> <p>② 事前評価を実施した事業であって、事後の検証が必要と認められるもの</p> <p>③ 一定期間継続している事業であって相当程度の社会的影響等があると認められる事業</p>
公害等調整委員会	<p>事業評価の目的に関する具体的な定めはない。</p>	<p>事業評価の対象に関する具体的な定めはないが、政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて事前評価を行う旨が定められている。</p>

府省	評価の目的（ねらい）	事業評価の対象とする政策等
法務省	個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から行う。	① 法務省所管に係る新規採択事業で事業費 10 億円以上の施設の整備（ただし、施設の維持、修繕、災害復旧等を除く。） ② 新規の政策（①に該当するものを除く。）のうち、政策評価企画室又は政策所管部局において、事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの
財務省	個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から行う。	事業評価の対象に関する具体的な定めはない。
文部科学省	事務事業の実施前に、事務事業の内容の検討、採否の判断等に際して重要な情報を提供することを目的とする。	① 文部科学省所管行政に係る新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの、文部科学省所管行政に係る新設等を予定している税制改正、財政投融资の対象事業のうち、社会的影響が大きいと想定されるもの ② 過去に新規・拡充事業評価（事前評価）を実施し当該年度に達成年度が到来する事業、過去に具体的な目標を設定していない事業であって社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの及びその他見直しを行う必要性が高い事業等、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」における「成果重視事業」、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）及び「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）において政策評価を実施することとされている事項
厚生労働省	個々の具体的な事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から行う。	① 予算要求又は財政投融资資金要求を伴う新たな政策であって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの ② 事前評価を実施した政策について、事前評価の実施後、一定期間が経過したもの ③ 事前評価を実施した政策について、事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの ④ 骨太方針に基づき定める成果重視事業 ⑤ その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの
経済産業省	事業の目的、必要性、概要及び予測される効果とコスト、さらに必要に応じて代替案との比較等を明らかにする。	各施策に属する事業のうち、予算規模等の大きいもの等重要と判断されるもの
国土交通省	目標に照らした政策アセスメントを実施することにより、新規施策等の企画立案に当たり、真に必要な質の高い施策等を厳選する。	① 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、税制、財政投融资（政策金融を含む。）、法令等） ② 既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの
防衛省	① 翌年度から新規に実施しようとする事業について、翌年度以降の防衛省の施策の企画立案の資とするため、事業の必要性、事業の実施により期待される効果等を評価する。 ② 当年度又はそれ以前から継続して翌年度に実施しようとする事業について、事業の継続、変更等の検討及び翌年度以降の防衛省の施策企画立案の資とするため、中間の段階で当初期待されていた効果が得られたか等を検証した上評価する。 ③ 実施を完了した事業について、その後の施策の企画立案の資とするため、当初期待されていた効果が得られたか等を評価する。	① 新規主要装備品等の整備（総事業費 10 億円以上のもの）、新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究）、その他の新規事業（総事業費 10 億円以上のもの） ② 主要装備品等の整備（総事業費 10 億円以上のもの）、研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究）、その他の事業（総事業費 10 億円以上のもの）及び事前の事業評価を実施した事業で、事業の開始から概ね 10 年を経過し、引き続き概算要求するもの ③ 主要装備品等の整備（総事業費 10 億円以上のもの）、研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究）、その他の事業（総事業費 10 億円以上のもの）及び事前又は中間段階の事業評価を実施した事業

（注） 各府省の基本計画等を基に作成した。評価法上事前評価の実施が義務付けられているものを除いている。

資料 I - 1 - 2 - ③

事前評価の対象とする政策

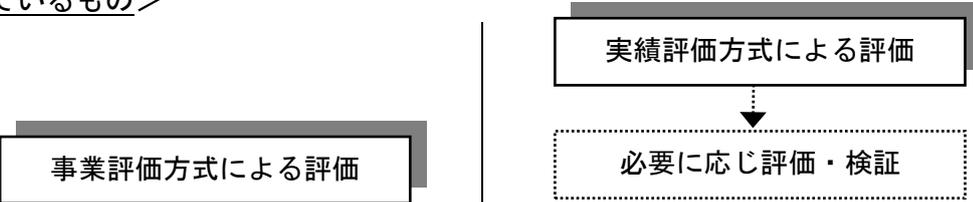
平成 21 年度に事前評価を行っている 8 府省が事前評価の対象とする政策についてみると、新規に予算要求を行おうとする政策を中心に、国民生活に与える影響や支出規模の大きいもの等について事前評価を実施することとしている点で共通性がみられる。

府 省	対 象
金 融 庁	・ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業
総 務 省	・ 新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業のうち相当程度の社会的影響等があると認められる事業
法 務 省	・ 法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備（ただし、施設の維持、修繕、災害復旧等を除く。） ・ 新規の政策のうち、政策評価企画室又は政策所管部局において、事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの
文部科学省	・ 文部科学省所管行政に係る新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの ・ 文部科学省所管行政に係る税制改正、財政投融资に関するもの
厚生労働省	・ 予算要求又は財政投融资資金要求を伴う新たな政策であって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの
経済産業省	・ 予算規模の大きいもの等重要と判断されるもの
国土交通省	・ 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、税制、財政投融资（政策金融を含む。）、法令等） ・ 既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの
防 衛 省	・ 新規主要装備品等の整備（総事業費 10 億円以上のもの）、新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究）、その他の新規事業（総事業費 10 億円以上のもの）

(注) 各府省の基本計画等を基に作成した。評価法上事前評価の実施が義務付けられているものを除いている。

資料 I - 1 - 2 - ④事務事業について事前評価とその結果の事後評価・事後的な検証の関連について

〔事前評価を行った政策についてどのように事後に評価・検証を行う仕組みとしているかについてみると、以下の2つに類型できる。〕

類型	事前	事後
1	<事前評価を行った事業について事後に評価・検証を行うこととしているもの> 	
	<事前評価を行った事業については原則として事後評価を行うこととしている府省> (厚生労働省) ○ 事前評価を実施した政策について、事前評価の実施後、一定期間が経過したもの、事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの及びその政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるものを対象として事業評価方式による事後評価を実施することとしている。 (経済産業省) ○ 事前評価と事業評価とをリンクさせることを基本とし、事前評価を実施した事業について、事後評価を行うこととしている。 (防衛省) ○ 事前の事業評価を実施した事業で、事業の開始からおおむね10年を経過し、引き続き概算要求するものについては中間段階の事業評価を行う。また、事前又は中間段階の事業評価を実施した事業については事後の事業評価を行うこととしており、事前評価を実施した事業は原則として事後評価を行うこととなるとしている。	
2	<実績評価方式による評価において掘り下げて分析を行う中で事後的な評価・検証を予定しているもの> 	
	(文部科学省) 過去に新規・拡充事業評価(事前評価)を実施し当該年度に達成年度が到来する事業のうち、実績評価における政策手段の実績の記述がない、若しくは実績を踏まえ更に事後評価の必要があるもの (国土交通省) 政策アセスメントを実施した施策等を事後の時点で評価・検証する場合は、可能であれば政策チェックアップ又は政策レビューにより評価するものとし、これらによることができない場合は、別途政策評価実施要領に定める方式により検証することとしている。	

(注) 各府省の基本計画等を基に作成した。評価法上事前評価の実施が義務付けられているものを除いている。

資料 I - 1 - 2 - ⑤

事後評価の対象とする政策

平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に事業評価方式による評価の評価書を送付してきた府省について、どのような政策について事後評価を行うこととしているかをみると、事前評価を行った政策について事後評価を行うこととしている府省が多くみられる。

区 分	府 省	対 象
事前評価の 評価書を送 付してきて いない府省	環 境 省	・ 成果重視事業
事後評価の 評価書を送 付してきた 府省	金 融 庁	・ 評価法第 7 条第 2 項第 2 号に該当する政策（注 2）及び事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの
	総 務 省	・ 事前評価を実施した事業であって、事後の検証が必要と認められるもの ・ 一定期間継続している事業であって相当程度の社会的影響等があると認められる事業
	法 務 省	・ 事前評価を実施した政策について、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証を行う。
	厚生労働省	・ 事前評価を実施した政策について、事前評価の実施後、一定期間が経過したもの ・ 事前評価を実施した政策について、事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの ・ 骨太方針に基づき定める成果重視事業 ・ その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの
	経済産業省	・ 予算規模の大きいものや減税規模の大きいもの等、特に重要と判断される事業
事前評価の 評価書を送 付してきた 府省	防 衛 省	・ 中間段階の事業評価については、主要装備品等の整備（総事業費 10 億円以上のもの）、研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費が 10 億円以上のもの）及び事前の事業評価を実施した事業で、事業の開始から概ね 10 年が経過し、引き続き概算要求するもの ・ 事後の事業評価については、主要装備品等の整備（総事業費 10 億円以上のもの）、研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究）、その他の事業（総事業費 10 億円以上のもの）及び事前又は中間段階の事業評価を実施した事業
	公害等調整 委員会	・ 事後評価の対象に関する具体的な定めはない。
	文部科学省	・ 過去に新規・拡充事業評価（事前評価）を実施し当該年度に達成年度が到来する事業、過去に具体的な目標を設定していない事業であって社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの及びその他見直しを行う必要性が高い事業等、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」における「成果重視事業」、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）及び「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）において政策評価を実施することとされている事項
	国土交通省	・ 事後評価の対象に関する具体的な定めはない。

（注） 1 各府省の基本計画等を基に作成した。評価法上事前評価の実施が義務付けられているものを除いている。

2 政策が決定されてから 5 年間未着手である政策又は 10 年間未了である政策を指す（評価法第 7 条第 2 項第 2 号及び評価法施行令第 2 条）。